

薬生発0701第1号
平成28年7月1日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成28年政令第255号。以下「改正政令」という。）が平成28年7月1日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

(1) (クロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 100-44-7)

(2) メタンスルホンル＝クロリド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 124-63-0)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) グリコール酸及びこれを含有する製剤（ただし、グリコール酸3.6%以下を含有するものを除く。）

(CAS No. : 79-14-1)

(2) ビス(2-エチルヘキシル)＝水素＝ホスファート及びこれを含有する製剤（ただし、ビス(2-エチルヘキシル)＝水素＝ホスファート2%以下を含有するもの



を除く。)

(CAS No. : 298-07-7)

(3) ブチル (トリクロロ) スタンナン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1118-46-3)

(4) 2-セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 89-72-5)

(5) 無水酢酸及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 108-24-7)

(6) 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 108-31-6)

3 改正前の毒物及び劇物指定令 (昭和40年政令第2号) において、毒物として指定されていた2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤のうち、10%以下を含有する製剤を毒物から除外し新たに劇物に指定し ((1) 関係)、10%以下を含有する製剤のうち、容量20リットル以下の容器に収められたものであって、0.1%以下を含有するものを劇物から除外した ((2) 関係)。

(1) 2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-メルカプトエタノール10%以下を含有するものを除く。

(2) 2-メルカプトエタノール10%以下を含有する製剤。ただし、容量20リットル以下の容器に収められたものであって、2-メルカプトエタノール0.1%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 60-24-2)

4 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 2, 2, 2-トリフルオロエチル = [(1S) -1-シアノ-2-メチルプロピル] カルバマート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 951242-61-8)

(2) メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有する製剤

(CAS No. : 7803-55-6)

5 施行期日

平成28年7月15日から施行する。ただし、毒物から「容量20リットル以下の容器に収められたものであって、2-メルカプトエタノール0.1%以下を含有するもの」を除外する改正及び第1の4については、公布日に施行する。

6 経過措置等

(1) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日 (平成28年7月15日)

において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成28年10月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存するものについては、同日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は適用しない。

- (2) 新たに毒物から除外し、劇物に指定した第1の3（2）に掲げる物であつて、改正政令の施行日において、現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（第22条第5項において準用する場合を含む。）の規定による「医薬用外毒物」の表示がなされているものについては、平成28年10月31日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しない。
- (3) 改正政令の施行日前にした第1の3（2）に掲げる物に係る違反については、改正前の罰則を適用する。
- (4) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するものであるので、関係業者を適正に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については、別添1のとおりである。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び毒物又は劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりである。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の七 (略)</p> <p>六の八 (クロロメチル)ベンゼン及びこれ含有する製剤</p> <p>六の九 (略)</p> <p>六の十〜六の十四 (略)</p> <p>七〜二十六の四 (略)</p> <p>二十六の五 <u>メタン</u>スルホニルクロリド及びこれ含有する製剤</p> <p>二十六の六 (略)</p> <p>二十六の七〜二十六の十一 (略)</p> <p>二十六の十二 <u>ニ―メルカプトエタノール</u>及びこれ含有する製剤。</p> <p>ただし、ニ―メルカプトエタノール〇%以下を含有するものを除</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六の六 (略)</p> <p>六の七 <u>三―クロロ―</u>・ニ―プロパンジオール及びこれ含有する製剤</p> <p>(新設)</p> <p>六の八 <u>五塩化磷</u>及びこれ含有する製剤</p> <p>六の九〜六の十三 (略)</p> <p>七〜二十六の三 (略)</p> <p>二十六の四 <u>ホスゲン</u>及びこれ含有する製剤</p> <p>(新設)</p> <p>二十六の五 <u>メチルシクロヘキシル―四―クロルフエニルチオホスフ</u>エイト及びこれ含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシル―四―クロルフエニルチオホスフエイト一・五%以下を含有するものを除く。</p> <p>二十六の六〜二十六の十 (略)</p> <p>二十六の十一 <u>ニ―メルカプトエタノール</u>及びこれ含有する製剤</p>

く。

二十七〜三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜二十四 (略)

二十四の二 グリコール酸及びこれを含む製剤。ただし、グリコ

ール酸三・六%以下を含むものを除く。

二十五〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (114) (略)

(115) | ニ・ニ・ニートリフルオロエチル||「(一S) | シアノ

ニ―メチルプロピル」カルバマート及びこれを含む製剤

(116) | (略)

二十七〜三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〜二十三 (略)

二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。
(新設)

二十五 クレゾールを含む製剤。ただし、クレゾール5%以下を含むものを除く。

二十六〜三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (113) (略)

(114) ニートリデセンニトリルとニートリデセンニトリルとの混合物
(ニートリデセンニトリル80%以上84%以下を含むし、かつ、ニートリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含むものに限る。) 及びこれを含む製剤
(新設)

(115) | ニ・ニ・ニートリメチル―ニ―シクロペンテンアセトニトリル
一〇%以下を含む製剤

(117) |
 | (177) |
 (略)

三十三〜八十 (略)

八十の二 ビス(二―エチルヘキシル) || 水素 || ホスファート及びこ
れを含有する製剤。ただし、ビス(二―エチルヘキシル) || 水素 ||
ホスファート二%以下を含有するものを除く。

八十の三 (略)

八十の四〜八十の六 (略)

八十一〜八十五の四 (略)

八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタナン及びこれを含有する製
剤

八十五の六 (略)

八十五の七 二―セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する
製剤

八十五の八 (略)

(116) |
 | (176) |
 (略)

三十三〜七十九 (略)

八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

(新設)

八十の二 S・S―ビス(一―メチルプロピル) || O―エチル || ホス
ホロジチオアート(別名カズサホス) 一〇%以下を含有する製剤。
ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル) || O―エチル || ホス
ホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の三〜八十の五 (略)

八十一〜八十五の三 (略)

八十五の四 t―ブチル || (E)― | 四― | (一・三―ジメチル―五―フ
エノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル) ベンゾア
ート及びこれを含有する製剤。ただし、t―ブチル || (E)― | 四― |
(一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンア
ミノオキシメチル) ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。

(新設)

八十五の五 N―ブチルピロリジン

(新設)

八十五の六 二―t―ブチル―五― | 四― | t―ブチルベンジルチオ
―四―クロロピリダジン―三(二H)― | オン及びこれを含有する製

八十五の九く八十五の十一 (略)
八十六く九十八 (略)

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

九十八の四 (略)

九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。

ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。

九十八の六 (略)

九十八の七く九十八の十二 (略)

九十九く百の十五 (略)

百の十六 二―メルカプトエタノール一〇%以下を含有する製剤。た

だし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

百の十七 (略)

百の十八 (略)

百一く百九 (略)

2 (略)

剤

八十五の七く八十五の九 (略)

八十六く九十七 (略)

九十八 無水クロム酸を含有する製剤

(新設)

(新設)

九十八の二 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタク
リル酸二五%以下を含有するものを除く。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

九十八の四 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤

九十八の五く九十八の十 (略)

九十九く百の十四 (略)

百の十五 二―メトキシ―・三・二―ベンゾジオキサホスホリン―
二―スルフィド及びこれを含有する製剤

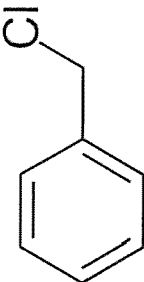
(新設)

百の十六 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製
剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十七 (略)

百一く百九 (略)

2 (略)

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(クロロメチル)ベンゼン	 <p>C₇H₇Cl / C₆H₅CH₂Cl 分子量 126.59 CAS No. 100-44-7</p>	原体及びこれを含む製剤	外観: 刺激臭のある無色の液体 沸点: 179°C 融点: -43°C 密度: 1.10 g/cm ³ (20°C) 相対蒸気密度: 4.4 (空気=1) 蒸気圧: 120 Pa (20°C) 溶解性: 水: 約1.2 g/L (25°C)、エタノール、エーテル、クロロホルムに混和 引火点: 67°C (c.c.) 安定性・反応性 金属の存在下で重合する。 水の存在下で金属を腐食する。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) マウス 1,231 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) 知見なし 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) マウス 0.55 (106 ppm/4hr) (蒸気) マウス 0.30 (57 ppm/4hr) (蒸気) 皮膚腐食性 ウサギ なし (中等度～強度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ あり ヒト 重篤な損傷	染料・合成樹脂・香料の合成原料、医薬品及び農薬の中間体、紙力増強剤、ガンソリン重合物生成防止剤等として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

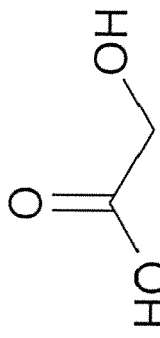
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
メタンホルニルクロリド	$\begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{Cl}-\text{S}-\text{CH}_3 \\ \parallel \\ \text{O} \end{array}$ <p>CH₃ClO₂S 分子量 114.55 CAS No. 124-63-0</p>	原体及びこれを含む製剤	外観:無色～淡黄色の発煙性液体 沸点:162℃ 融点: -32℃ 密度: 1.4805 g/cm ³ (18℃) 相対蒸気密度: 4 (空気=1) 蒸気圧: 270 Pa (20℃) 溶解性: 水;反応する。 エタノール、エーテルに可溶 引火点: 110℃ (c.c.) 安定性・反応性: 塩基(アンモニア他多くの物質)と激しく反応し、火災及び爆発の危険をもたらす。水、水蒸気と反応し、有毒で腐食性のフェューム(塩化水素等)を生成する。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 255 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ > 200 ~ < 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 0.117 (25 ppm/4hr) (蒸気) 皮膚刺激性 ラット あり 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	難燃化剤、写真関連、繊維染料、農業用化学製品、製薬における合成中間体。安定化剤、触媒、硬化剤、塩素化剤として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

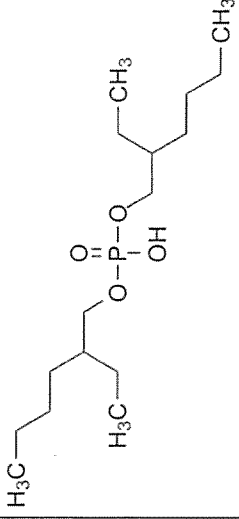
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
グリコール酸	 <p style="text-align: center;"> $C_2H_4O_3 / HOCH_2COOH$ 分子量 76.05 CAS No. 79-14-1 </p>	原体及びこれを含有する製剤(3.6%以下を含有するものを除く。)	外観:無色の吸湿性結晶 沸点:100°Cで分解 融点:80°C 密度:1.49 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度:2.6(空気=1) 蒸気圧:0.02 mmHg=2.67 Pa(25°C、外挿) 溶解性:水:非常によく溶ける(1,000 g/L, 25°C(推定))。メタノール、エタノール、アセトン、酢酸、エーテルに可溶 安定性・反応性: 強酸化剤、シアン化物、硫化物と反応。アルミニウム、亜鉛、スズと激しく反応。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,938 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >1,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット 3.6 (ミスト) 皮膚刺激性 ウサギ あり 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷 3.6%製剤: 皮膚刺激性 ウサギ なし 眼刺激性 ウサギ 軽度	皮膚・毛・爪のケア製品(化粧品)、洗浄剤、塗料剥離剤、繊維加工仕上げ剤、pH調整剤、有機化学合成の出発物質として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

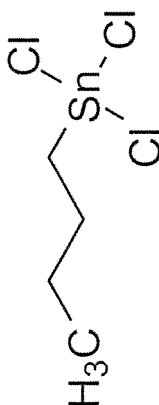
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ビス(2-エチルヘキシル) =水素=ホスファート	 <p style="text-align: center;"> $C_{16}H_{35}O_4P$ 分子量 322.43 CAS No. 298-07-7 </p>	原体及びこれを含有する製剤(2%以下を含有するものを除く。)	外観:無色又は琥珀色/淡黄色の液体 沸点:240°Cで分解 融点:-50°C 密度:0.97 g/cm ³ 相対蒸気密度:11.1 (空気=1) 蒸気圧:10 Pa (20°C) 溶解性:水; 0.21 g/100mL (20°C)、ベンゼン、ヘキサンに可溶 引火点:198°C (c.c.) 安定性・反応性: 多くの金属と反応し水素を発生。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1,400 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 1,200 急性吸入毒性 LDLo(mg/L (8hr)) ラット >1.3 (2.6 mg/L/4hr) から推定(飽和蒸気) LC ₅₀ (mg/L (4hr)) 1.0~5.0 程度 皮膚腐食性 ウサギ あり 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷 2%製剤: 皮膚腐食性 ウサギ なし(軽度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ なし	希土類の選択抽出剤、ウラン化合物等金属塩の抽出剤、核燃料の精製、金属の抽出、プラスチック製造の界面活性剤成分、繊維工業における染色助剤、潤滑油、防蝕剤、抗酸化剤として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又は LC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

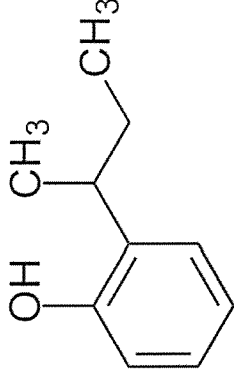
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ブチル(トリクロロ)スタナン	 <p style="text-align: center;"> $C_4H_9Cl_3Sn$ 分子量 282.19 CAS No. 1118-46-3 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:無色～琥珀色の液体 沸点:98°C (13 hPa) 融点: -63°C 密度:1.71 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度:9.7 (空気=1) 蒸気圧:0.06 hPa (25°C) 溶解性:可溶(加水分解)、ベンゼンに可溶 引火点:81°C (c.c.) 安定性・反応性:水と反応。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 2,200 マウス 1,400 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) 知見なし 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) 知見なし 皮膚腐食性 <u>ウサギ</u> あり 眼刺激性 <u>ウサギ</u> 重篤な損傷	プラスチック(ポリ塩化ビニル樹脂等)に添加する安定化剤の中間体。他の有機スズ化合物の中間体。高純度のもものはガラス表面処理剤として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

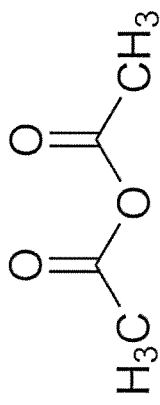
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-セカンダリーブチル エノール	 <p style="text-align: center;"> $C_{10}H_{18}O$ 分子量 150.22 CAS No. 89-72-5 </p>	原体及びこれを含む製剤	外観: 淡黄色の透明な液体 沸点: 228°C 融点: 16°C 密度: 0.9804 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度: 5.2 (空気=1) 蒸気圧: 109 Pa (25°C) 溶解性: 水1,520 mg/L (20°C)、 アルコール、エーテル、 アルカリにわずかに溶ける。 引火点: 107°C	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >500~<1,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 5,560 急性吸入毒性 LDLo (mg/L (7hr)) ラット >6.6 から換算 (飽和蒸気) LC ₅₀ (mg/L (4hr)) >1.78 皮膚腐食性 ウサギ <u>あり</u> 眼刺激性 ウサギ <u>重篤な損傷</u>	樹脂、可塑性剤、界面活性剤及び他の製品の製造における化学中間体。

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50% 致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

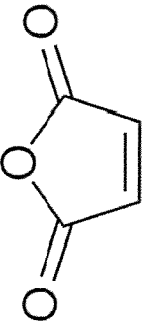
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
無水酢酸	 <p> $C_4H_6O_3 / (CH_3CO)_2O$ 分子量 102.09 CAS No. 108-24-7 </p>	原体及びこれを含む 含有する製剤	外観: 刺激臭のある無色の 液体 沸点: 139°C 融点: -73°C 密度: 1.08 g/cm ³ (20°C) 相対蒸気密度: 3.5 (空気=1) 蒸気圧: 0.5 kPa (25°C) 溶解性: 水; 分解 (2.6 wt%, 20°C)、 アルコール、エーテ ル、クロロホルムに 可溶 引火点: 49°C (c.c.) 安定性・反応性: 水と激しく反応し、酢酸と 熱を生成。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 630 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 4,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 2.1 (500 ppm/4hr) (蒸気) 皮膚腐食性 ウサギ・ヒト あり 眼刺激性 ウサギ・ヒト 重篤な損傷	アセチルセルロ ース繊維、プラ スチック及び酢 酸ビニルの製 造に使用。医薬 品(アスピリン 等)、染料及び 香料の製造に おいて、アセチ ル化剤及び縮 合剤として使 用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
無水マレイン酸	 <p style="text-align: center;"> $C_4H_2O_3$ 分子量 98.06 CAS No. 108-31-6 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 刺激臭のある無色～白色の結晶 沸点: 202°C 融点: 52.8°C 密度: 1.48 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度: 3.4 (空気=1) 蒸気圧: 25 Pa (25°C)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 400～1,100 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 2,620 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット >1.1 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ あり 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	主に合成樹脂 (不飽和ポリエステル樹脂、樹脂改質剤等) 及びフマル酸合の原料。塩化ビニル安定剤、塗料・インキ用樹脂、農薬の原料として使用。

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50% 致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち 50% が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

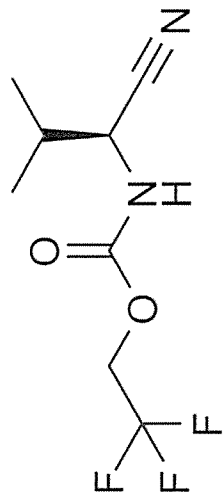
毒物から劇物(10%以下を含有する製剤)に指定し、劇物(容量20リットル以下の容器に収められたものであって、0.1%以下を含有する製剤)から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-メルカプトエタノール 0%以下を含有する製剤、 容量20リットル以下の容器 に収められたものであつ て、0.1%以下を含有する 製剤	$\text{HS}-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{OH}$ $\text{C}_2\text{H}_6\text{OS} / \text{HSCH}_2\text{CH}_2\text{OH}$ 分子量 78.13 CAS No. 60-24-2	これ含有する製剤	外観:特徴的な臭気の無色の液体 沸点:157°C(分解) 融点:−100°C、<−50°C 比重:1.1 g/ml 蒸気圧:1.756 mmHg (=0.234 kPa(25°C)) 相対蒸気密度:2.69 (空気=1) 溶解性:水可溶 エタノール、 エーテル、ベンゼンに 可溶 引火点:74°C(c.c.)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) マウス 190 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 150 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット 2(蒸気、推定値) 皮膚刺激性 ウサギ なし(強度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ あり 10%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >200 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット >2.1(ミスト) 0.1%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >10,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット >10.3(ミスト)	化学繊維・樹脂添加剤。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又は LC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2, 2, 2-トリフルオロエチル＝[(1S)-1-シアノ-2-メチルプロピル]カルバマート	 <p style="text-align: center;"> $C_8H_{11}NF_3N_2O_2$ 分子量 224.18 CAS No.: 951242-61-8 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 透明水飴状 沸点: 120°C/3 mmHg 凝固点: 25.5°C 蒸気圧: 3.2×10 ⁻³ hPa (20°C)、 5.2×10 ⁻³ hPa (25°C)、 4.9×10 ⁻² hPa (50°C) 溶解性: 水; 200 mg/L 未満 引火点: 156°C (o.c) 分解温度: 200°C 安定性・反応性: 酸性化で安定、アルカリ性で不安定。 185°Cでやや不安定。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >300~≦2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット >4.62 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ' なし 眼刺激性 ウサギ' なし	農薬の中間体

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(二四九)
- 総務省組織令の一部を改正する政令(二五〇)
- 財務省組織令の一部を改正する政令(二五一)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令(二五二)
- 平成二十八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令(二五三)
- 所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(二五四)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(二五五)
- 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(二五六)

(府 令)

- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府四七)

(省 令)

- 地方税法施行規則の一部を改正する省令(総務七〇)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(同七一)
- 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令(法務三八)
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令(文部科学二八)
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通五八)

(規 則)

- 人事院規則九一二(俸給表の適用範囲)の一部を改正する人事院規則(人事院九一二一六五)
- 人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則(同九一六一八〇)
- 人事院規則一一一八(職員の定年)の一部を改正する人事院規則(同一一一八一三七)

(告 示)

- 平成二十九年歌会始お題「野」の詠進歌の選者が定められた件(宮内庁六)
- 一般社団法人警備員特別講習事業センターから住所及び講習会を行う事務所所在地の変更の届出があった件(国家公安委二七)
- 除籍が滅失した件(法務三六一)

- 除籍の一部が滅失した件(同三六三)
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(同三六四)

- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件(同三六五)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件(同三六六、三六七)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同三六八)
- 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件(厚生労働二七九)
- 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件(経済産業一八六)

- 登録調査機関の調査業務を行う事務所所在地を変更する件(特許庁一一)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件(国土交通八五九)
- 水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の一部を改正する件(環境六八)
- 水質汚濁に係る農業登録保留基準の一部を改正する件(同六九)
- 夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件の一部を改正する件(同七〇)

(国会事項)

(人事異動)

- 内閣 復興庁 公害等調整委員会 財務省 厚生労働省

(官庁報告)

法 務

- 平成二十八年司法修習生採用選考公告(最高裁判所)

(公 告)

諸 事 項

官 庁

公証人法第十三条に規定する公証人の採用、直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

六

五

四

三

七

六

八

八

八

九

九

三

二

二

二

三

二 前号イからハまでに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に関すること(情報通信国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く。)
第百二条を次のように改める。
第百二条 削除

この政令は、公布の日から施行する。
総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣 安倍 晋三

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十八年七月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十一号

財務省組織令の一部を改正する政令
内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。
財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。
第九十三条中「四人」を「五人」に改める。
第九十四条第二項中「三人」を「二人」に改める。

附則

この政令は、平成二十八年七月十日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年七月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令
内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)附則第八条の十第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。
附則中第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。
(法附則第八条の十第一項の政令で定める施設)

第十六条 法附則第八条の十第一項の政令で定める施設は、センターが東京都新宿区霞ヶ丘町(一番、二番、二番地先、三番、三番地先、四番、四番地先、十番、十番地先及び十五番に限る。)並びに渋谷区千駄ヶ谷一丁目(十五番、十五番地先、十六番及び十六番地先に限る。)及び二丁目(三十三番、三十三番地先及び三十五十九番に限る。)の区域において整備する競技場とする。

この政令は、公布の日から施行する。
文部科学大臣 馳 浩
内閣総理大臣 安倍 晋三

附則

平成二十八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年七月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十条第一項第四号の規定による指定等に関する政令

政令第二百五十三号

内閣は、総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第三十条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

御名 御璽

(法第三十条第一項第四号に規定する非常災害の指定)
第一条 総合法律支援法(次条において「法」という。)第三十条第一項第四号に規定する非常災害として、平成二十八年熊本地震による災害を指定する。
(法第三十条第一項第四号の政令で定める地区及び期間)

第二条 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。
2 前条の非常災害についての法第三十条第一項第四号の政令で定める期間は、この政令の施行の日から平成二十九年四月十三日までとする。

この政令は、公布の日から施行する。
法務大臣 岩城 光英
内閣総理大臣 安倍 晋三

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十八年七月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。
第一条中第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の八から第六号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第六号の七の次に次の一号を加える。
第六号の八(クロロメチル)ベンゼン及びこれを含有する製剤
第一条第二十六号の十一中「製剤」の下に「。ただし、ニームルカプトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同条第二十六号の十二とし、同条中第二十六号の十を第二十六号の十一とし、第二十六号の五から第二十六号の九までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の四の次に次の一号を加える。
第二十六号の五 メタンスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤
第二条第一項第二十四号の次に次の一号を加える。
第二十四号の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六%以下を含有するものを除く。
第二条第一項第三十二号中(176)とし、(115)から(175)までを(116)から(176)までとし、(114)の次に次のように加える。
(115) ニ・ニートリフルオロエチル(一S)―シアノ―ニメチルプロピルカルバマールト及びこれを含有する製剤

御名 御璽

平成二十八年七月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

政令第二百五十四号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。
所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

この政令は、公布の日から施行する。
総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽
平成二十八年七月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

この政令は、公布の日から施行する。
総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

この政令は、公布の日から施行する。
総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

第二条第一項中第八十号の五を第八十号の六とし、第八十号の二から第八十号の四までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十二の二 ビス(二)エチルヘキシル) 水素IIホスファート及びこれを含有する製剤。ただし、ビス(二)エチルヘキシル) 水素IIホスファート二%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第八十五号の九を第八十五号の十一とし、第八十五号の六から第八十五号の八までを二号ずつ繰り下げ、第八十五号の五を第八十五号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

八十五の七 二)セカンダリーブチルフエノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十五号の四の次に次の一号を加える。

八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタナン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十八号の十を第九十八号の十二とし、第九十八号の四から第九十八号の九までを二号ずつ繰り下げ、第九十八号の三を「製剤」の下に「ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第九十八号の五とし、同項中第九十八号の二を第九十八号の四とし、第九十八号の次に次の二号を加える。

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤
九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十七号を第九十七号の十八とし、第九十七号の十六を第九十七号の十七とし、第九十七号の十五の次に次の一号を加える。

百の十六 二)メルカプトエタノール〇・一%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二)メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

附則 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定(「製剤」の下に「ただし、二)メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。)、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定(「製剤」の下に「ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・一%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。))並びに次条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定(「製剤」の下に「ただし、二)メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。))による改正後の同号の規定の適用については、同号中「二)メルカプトエタノール〇・一%以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二)メルカプトエタノール〇・一%以下」とする。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十八年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。))第三條、第七條及び第九條の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二條第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。))及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 二)メルカプトエタノール〇・一%以下を含有する製剤(容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二)メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。)であつて、

この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二條第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした二)メルカプトエタノール〇・一%以下を含有する製剤(容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二)メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。))に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十六号

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第九條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

2 児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項を次のように改める。

法第九條第一項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額未満であるときは同表の第三欄に定める法第五條第二項に規定する監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第四欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第九條第一項に規定する扶養親族等及び児童がないとき	一、九二〇、〇〇〇円	一人	基本額一部支給停止額
		二人	基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額
		三人以上	基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額及び第二加算額一部支給停止額に法第五條第二項第二号に規定する第二加算額対象監護等児童の数を乗じて得た額を合算して得た額